

株式会社 クレディセゾン定款

# 株式会社 クレディセゾン 定 款

## 第 1 章 総 則

第 1 条 (商号) 当社は株式会社クレディセゾンと称し、英文ではCredit Saison Co.,Ltd. と表示する。

第 2 条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. クレジットカードによる服装飾品・雑貨・食品・飲食・宿泊等の各種商品の販売および斡旋
2. 割賦販売業、信用購入あっせん業および割賦債権買取業
3. 金融業、集金代行業、債権買取、債権管理回収業に関する特別措置法に規定する管理回収業、保証業、信用調査業および計算事務代行業
4. 総合リース業
5. 両替業および抵当証券の売買・仲介ならびに管理業
6. 手形の買取り・割引ならびに有価証券およびゴルフ会員権・テニス会員権・ホテル利用会員権・アスレチッククラブ利用会員権の売買、仲介および運用
7. 情報記録磁気プリントカード・前払式支払手段および各種割引優待券の発行、売買ならびに管理
8. 損害保険代理業および生命保険募集に関する業務
9. 土地建物の売買・管理・賃貸・仲介・斡旋および鑑定
10. 土地造成・建築工事の設計監理・築造および請負
11. カルチャーセンター・スポーツ施設・ホテル・結婚式場・一般写真業・理容業・美容業・出版業・病院・娯楽遊技場の経営および観光事業
12. 旅行業法に基づく旅行業
13. 自動車・その他運搬用具の販売および修理ならびにガソリンスタンド・駐車場・倉庫業、その他これらに関する各種サービス施設の経営ならびに運営および管理
14. コンピューター機器とその情報処理システムソフトウェアの開発・製造・運用および販売
15. 資産運用および経営管理ならびにこれらにかかわる総合コンサルティング業・マーケティング業
16. 百貨小売業およびその取扱商品の企画・開発ならびにこれらに関連する卸売ならびに輸出入業

17. 印紙切手類・塩・タバコ・計量器の販売および古物売買業
18. 酒類・飲料品・食料品の販売および調理加工ならびに飲食店の経営
19. 医薬品・医薬部外品・医療用具・化学工業用薬品・化粧品の販売  
および調剤ならびに診療行為
20. 内外商取引の代理業
21. 労働者派遣事業法に定める派遣
22. 人材の職業適性能力開発のための教育研修
23. 結婚情報サービス業
24. 信託代理店業
25. 金融商品取引業・金融商品仲介業
26. 銀行代理店業
27. レンタル業
28. ポイントサービスの運営に関する事業
29. 資金移動業
30. 広告業
31. 前各号に付帯または関連する一切の事業

第 3 条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都豊島区に置く。

第 4 条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第 5 条 (公告方法) 当社の公告は、電子公告による。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は3億株とする。

第 7 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は100株とする。

第 8 条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

第 9 条 (单元未満株式の売渡請求) 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第 10 条 (自己の株式の取得) 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 11 条 (株式取扱規則) 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 12 条 (株主名簿管理人) 当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

### 第 3 章 株 主 総 会

第 13 条 (招集) 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

第 14 条 (定時株主総会の基準日) 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第 15 条 (招集権者および議長) 株主総会は取締役社長が招集し、その議長となる。

② 取締役社長にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序にしたがって他の取締役がこれに代わる。

第 16 条 (電子提供措置等) 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 17 条 （決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 18 条 （議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第 4 章 取締役および取締役会

第 19 条 （員数） 当会社に取り締役25名以内を置く。

第 20 条 （選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

第 21 条 （任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 22 条 （代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、および取締役社長各1名、ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

第 23 条 （取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序にしたがって他の取締役がこれに代わる。

第 24 条 （取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この期間を短縮することができる。

第 25 条 （取締役会の決議の省略） 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 26 条 （取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 27 条 （相談役、顧問） 取締役会において必要と認めるときは、相談役または顧問を置くことができる。

第 28 条 （報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。

第 29 条 （取締役の責任限定契約） 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

第 30 条 （員数） 当会社に監査役 5 名以内を置く。

第 31 条 （選任方法） 監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 32 条 （任期） 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 33 条 （常勤の監査役） 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 34 条 （監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この期間を短縮することができる。

第 35 条 （監査役会規則） 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第 36 条 （報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 37 条 （監査役の責任限定契約） 当会社は、会社法第427条第1項の規定により監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第 6 章 計 算

第 38 条 （事業年度） 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 39 条 （剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 40 条 （中間配当） 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

第 41 条 （配当金の除斥期間） 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

② 未払配当金に対しては利息をつけない。

令和 5 年 6 月 21 日改正